大和事記

ロ 12
2941
4

大和文云家礼書之四月録

第一 沐浴のまき

第二 復のまき

第三 用じきんのまき

第四 棺の具のまき

第五 尸と柩と具のまき

第六 沐浴の具のまき

第七 襲の具のまき

第八 含の具のまき

第九 斂の具のまき

第十 奠の具のまき

去水五味均平蔵

口12
2941
4

第十一　抱髮免髻乃事
第十二　服制の事
第十三　靈座祀軍祭雜の事
第十四　治葬乃事
第十五　送葬の事
第十六　用ゆべきさ乃色の事
第十七　同用べき人の事
第十八　棺の低やう并棺周治やうの事
第十九　傷皮書式の事
第二十　尸と要の事
第二十一　沐浴の事

第二十二　沐浴の後奠を設る事
第二十三　服合乃事
第二十四　殯の事
第二十五　靈座の事
第二十六　魂帛の事
第二十七　招魂乃事
第二十八　佛事文成の事
第二十九　小斂并抱髮免髻の事
第三十　大斂の事
第三十一　喪礼の事
第三十二　亡成服の事

第八三　喪服作り様すべきのまき

大和家礼巻之三

喪礼　喪とらんとの礼をとるべき

第一　服紙を出す

一病人のやまひつのりて危ふきとき、四寝
うつす。家内の人、病人をひきまくらふとく
なりぬれば、生れをとりけようしとの
ふなり。四寝とは、その家の家長なり。喪礼の
篇より。喪に服し、氏のうじふ喪礼とうふいとうふ
を父母死するの礼とうふなり。四寝うつ
うつとは、家の主人、とうふて、服の人いそ
ところ、ものやまひ重くなりて、そうふ

まゐりてゐたりけるに、庵と西寝の中ふまふ
ゆくゑ知らでのちふをうとそのうとは何はな
家門物をづうふしておやもうちれく親のあどろ
うざうやうみして母とい婦人よあつうもとべ女
ハ母とは母ふうらぐうも病人のもとゆいどん云わうう
ハ書籠とくあり。母うとき衣裾とわうざとてうせ
てあうとうし衣裾とまとせあうとうきわうとと
しいうり病ちとうとのあうとうとさいいの
たあうとうとうぐ母ふとうきうきうのあもばうとき
うどううふとうたいづきたゆうとちりくうとていうた
えて親も哭と。哭ちとわけとと息の

うちみく涙ちまも。ちたれちとと庵ちとと物て
地のうとうちもも。ちと物とうとうとと。
母ちとあうてうとと母ひひよ哭ちとの母ーう
撫うて寝とうちうとうとうとのうとうう
ちとあも。庵とたうて地ちと寝うしちるの庵
ハ。家の中みふ御もたうう。地ちと寝ちー
ゆ。ちち氣ちとけくうとうとうとうとうとの
海も。との世みはたうとはふうまちうとのちく
たちとうとうとうとうとうとうとうとうとうとの
西寝ちうとうとちとちとけ哭ちとの母にとと
とうとうとうとうとうとうとうとうとうとうとう

第二　後

一後とは死去の紙帋とうへまてまつりまゐ死
去のよし存じ又きたに紙すう衣服とと人よ物を
て屋の梅へわうり死去のなをとうじくかまてと
度つのく衣紙ともうきて屋のうろうろとろ
しき衣紙ととんせよりはくしく男女ものに哭
撫とあ也撫いとの世のまと合せて物と扇く
やうふとなまも男女とれら当後の衣服を
わうきとておうきらきと紙とそうるふ衣紙のいろ
わうのとまへうしぶ喪紙とうるの紙物
わも也ものかれとの冠女子のかんざし丸髷とな

髪とつる孫むとびと見と姪說ゆして合うの
とひうのり髪とつる孫とをあるうるハ家ぐ和尚
れ父母死しうる時家の世屋ろ去の母と
ふまゆりを能いとれ合のとひまハ喪
のかうきとりれよきうひてり報度報わるまふ
まてもわうぐらよ礼の位ありとて合と為の
ろんとてはうしぶ為のものは親兄弟の死
しうとうきは紙歌むとよ母さぐりり紙と合
のどんやらぐるも也やうの時は親兄なと粥を
為くきとうしぶくもとうるよ為のもとむろ時は
きとうれとうまり合してやまひとうむ

まづ喪のあるじ、ざしきにむかひてしるすまゐらせ、
ぶ喪をうるもの、ぶ付に男女ともに哭擗をなす
くぐりあく、ザ弓わりく喪のまをとう ひとび
とのれ事。

第三 用色べきさんのまを

一死人のもちものとうにん、ぶ拾ものに付
りぶ孤とたてゝ、この死人と喪をうりつぎに
死人の書とうとく、られとうして死人乃
書ものとうして、喪をうれ書とうとうぶ婦
つぎに喪をうの中に一人後喪にしたがひ後
喪にぶ喪乃まをとる後ぶ死あり、ぶ

一家の中、ぶ、こさりの一人と定めく哭とする
ぶり、喪をうるもの、ぶ付は哭もあるも
ぶ、ぶ哭とうとうは、ぶ、ぶ乃礼義りあるこ
とにて、賓礼冠礼もあり、家内よりこさん
なく、親戚の中、又ハ朋友の中とするもつ
ぐに、ぶ、ぶ親乃友ぶ、ハをぶ乃礼をうけ
ぶるものと一人ぶ、ぶ、ぶ、ぶ、ぶ
喪の事、ぶ相礼乃さう、ぶとうけく後喪をこ
ぶとたてくるも、喪をうるもの後喪家相待ぶこと
ぶ人ぶりぶ内家と相礼とは、家礼の中又ハ載
ぶ、ぶ擯山とうぶ人ぶ、ぶ礼とりて拾人るも孔子

の付代て。数子とて人を喪う。孔子相礼とか
つまの人なり。杜稿とて人を喪う。相礼なり。
と。問の人これとそれなり。されど相礼は古来よりも
あるとこれ也。礼義とそうて。俗法とも云うべき
なるべきなり。中絶しうるべしとそれを穏心
とそうの人なりとて。されども世は貴
相礼の三人ばかりてもとの世は貴
ゐべきさんわるばかりまでさまれたり
主。主姻。孫義。とれ世とは。もろもろとつたえ
なのづくるべきさんなり。そうきに庶子者までの
関係と結書りのと。一人言めく稿ますと礼

内はいかこれと用書とうなり。又二人。先学えたる
ものを言めく。金銀の者へとさんふこれ。司貨
とてなり。帳と二冊つくりて。一冊は喪の礼と
用べきの乃ち。衣服。俗人おのびよへ用とは
ある。冊は親戚限友らの香奠。法の物。
そ外。俗人書状。でおるところと書たるを。
これ用書の役なり。とそ喪礼なりしめべきの物
ハ相礼の名。司貨なり。つひつけくかれくそのの人
とへなり。されども俗人とは。相礼の名稿喪
れとて結合してそれ。の俗人と言めとそれて
時よりとそ。これはけれやうに関とてとを

とべきたり。

第四　指の具乃事

一板八枚の事也用ゆる也。油。漆。灰。漆青。松脂の事也。糯米。紙。鉄環。釘。大京。七星板

七星板とは板一枚指乃ごとくに入れてつくる也。

七曜ごとくにつくりなすなり。

脇のごとくにつくりなすなり。

第五　戸と書き具の事

一幃。戸帳。あるいは帳。脇あるいは帳。戸と載る也。枕。念じて二の二をハ結ぶことを用ゆる。

右念じて呪ずべし。新きたりも用ひ結ぶ。卓子

第六　法衣の具の事

一幃　幃ハ白き布にてつくるべし。今のはいたのごとく。

屏風とも用ゆるなり。緞。青簾なるべきなり。

あるべきなり。もちて加持とつくる。法衣乃湯を

ひたすなり也。湯桶。杓。法巾。髪をふ

くものなり布也。紙。法巾二尺四方を白布也

ちりて脇ちとをあらひぬぐひてハとをあらひ也。

ちりも布にてもとを也。指。組糸の縄なり。

の指をとくるものの乃則

第七　袈裟の具事

一袈裟帷。裳。席。褥。枕。幡巾。はなり巾

二寸の冠紙の巻よりとりて、元耳白き絲
とをつめ付ぬ。しかるのち耳乃ゐの内へ
て巻き物也。幅員巾一。絲ぎぬと一尺四寸ばかり
二寸にわりたる中に巻と入。空間に絲と付て。
表服と始りしに絲にてむすびの也。極帖。
二。これも絲ぎぬ一尺ばかり。ひろさ四寸ばかり
ゆ。二寸に合せて中に綿をへてびらり下
とつむものあり。表のそこにふひらをつけ結ぶ也。
浴衣。明衣。白き布にて仕る也。大帯
布履。一対。袍襖絲の入るる脇あり。唐
衣の形也。汗衫。世乃汗ばびの たびあり。

布襪。裏肚巻とつむもの也。食。日用の
入るる物ふ利
弁八合乃具れ事
一鐵三文。箱。竹木にて作る。鐵の入物也。第二
絆。男ゆ乃附ぶら。ぶらさがりて。
ゆ也。是。盥
弁九 歓の具乃事
一綿布。細き布にて作る。絹をとりて海あり。
小歓。大歓のごとく戸乃ごとを搆よゆるもの也。食衣
二。は間乃ハ線の入るる也。衫ひとへのうとこ也布
入幅也。帙。席。褥。蓆

第十　奥の具の事

一　皁子。　香炉。　香合　香匙。　酒注

壺。　撓。　盤。　楪。　茶盞并壺。　盥

帳帋。　手拭。　獨盞。　單巾　酒肴のとり

物の事

第十一　括髮先髮の具の事

一　麻縄。　布紙帽。　髮とゝのふるものの事。　別帽

絹うてをつくろふ髮とを先るものの事。　竹簪木

うてを作る也。髮を整するものの事

第十二　服制の具の事

一　麻布。　喪の中ふ着也。是より六服の所

つゝ斬衰ハ。ぬのあらくさき布。ぬのあらく作る也。荷

衰ハ。ぬのあらくさき布。ぬのにて作る也。朝服ハ。ぬの

細ぬるぬの。ぬのうて作る也。ぬのつゝハ澤さぬの布

ぬの。大功ハ。ぬのうてわくさぬの也。小功ハ。ぬの

ぬのうてきぬの也。細麻ハ。ぬのうてきぬの也。ぬのつゝハ。ぬの

ぬの布にて作る也。素麻。素服。竹杖

あるひハ桐の木にてつくる也。錦。綿

第十三　靈座祀具の事

一　椅子。　皁子。　幃帳。　怪布にて作る也

りまつけく。内和と海つるもの也。おの幃とゝ

じめ也。　衣架　皁子の具ハ高さ棚也。帽と

の上衣入れ物。生袴。衣服存生の時入れ物。
指合。鞠毬。鞠と蹴る也。帳帽。帳帽。
紅絹。弘絹と紅の絹也。竹竿。弘絹と竹竿
さかり。本附弘絹と本を附て花出る也
白絹。弘絹にて白絹也。粉弘絹と粉白
形也。箱。弘絹と入る也。

第十四 治葬の奥書

一炭。石灰。細灰。黄土。瀝青。松脂
石。硫酸。硫酸。相油
第十五 送葬の奥書

一功布。本立箱。本立弁樽。方相冠と

義戈。ほこ。盾。盾と書る。四目方面とかく。
のんのり。霊車。柩を載る車也。布幕。婦
人。葬に婦人はまいる時。まくと竹よりもとびつけく婦
人とつゝまりて物也
第十六 同下開の奥書

一鍋。香。米。竹。石灰。炭。黄泥
釜。鹿。刀。斧。鍬。鋸。番とり
ちとおりとかり。杵
第十七 同下開人書

一鉄。紙。紙。このこの三人八親族のうちと
もちもの也。肉。肉。八体治乃時。婦人と用ゆる也

執事ハ御人のまし。方相。まとこ。新こ
郷治。漆こ塗師。石こ石切。弟子の棺乃
奥ちらはまで乃乃色。役人らト。みな相礼の志
と。後妻乃ちと。後合して用ることを色ゆ。ひ
ハうるものとちらひ。ひるゑハてつ石色ことだいく
ゆこにりらひ。ひるゑハ親ゑ朋友よかり。ひるひハ
市ーうて賣ひうひハ職人ーつら勤て。ゑく
ちーらんとこ。ゑ河ようて。ゑーのうけぬやう
うすべきなり。

第十八　棺の作り様并棺内治めやうの事

一棺ハ板乃板うて作る色。ア乃こ。

沈乃方たく。初うく。見の方ひうくせづく作る色
すぎハ器うり乃こあり。内外乃合せ目ゑ松脂と
あづかけ。又ハ底漆うて乃ゑ。内の方うり松
脂とあうくあづ。棺ゑ石灰と石灰ようこ。厚
さ四寸づうこうよ紙と貴ゑ。ようこ七星板と
入ゑ。ゑの底乃四隅ようゑ。強乃隅とつけ。そ乃環
うり。大棺とつけくゑ。ゑやうよ。ゑくと
ゑ色。又月馬酒ゑ入れくるハ棺ハあうく作るくゑ
ゑ入れくるあうくさハ。まくて。ゑこうこうこ
那あうり。又ゑ先とゑくゑ。ゑこうこ
すべ。又様ハ聖人の創みて。ゑ人ら用ゑ

年ごろ久しくなれば、ものらたれ、櫛笥
ひろくひろくうりて。四国西国へ、ぶらぶらうりて、
ひごろ、ゆきなれぬ。孔子鯉魚とうり、母も
一一ものを。櫛ばかりうり。也。也。でも、
ものを、ゆうふ、樽ものしで、用ぶ、ばかりは、ゆ、ぶ、きたえ
ものは、ものを、ぶ。ぶ。ぶ。ぶ。ものを、ものを、ものを、
又、後子、ものを、ハ、櫛、よ、松、脇、とある、ものを、ものを、
年、を、て、筏、答、ものを。方、年、を、て、焼、櫛、ものを、
続、ものを。拙、久、一、ものを、ふ、ものを、ものを、ものを、
とあり、て、すもの、ものを、ものを、ものを、ものを、
廿十九 傍爻書云、書

一、主人、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、
ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、
を、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、

書式

某親某人以某月某日得疾不幸於某月
某日棄世、ものを、人、訃告
月 日
哀子某人泣血

某親某人

廿二十 尸を、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、
一、ものを、尸、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、
ものを、ものを、尸、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、

とりあつめ。戸帳と居たるごとくにして
きたるものとあるひてきたるごとくにして
よ寝さしめて。指とさしてせきふふとあるは
ひをそなへ。山庫りて法師をなせ。法師より西成
ゆり。法師乃湯とまりたるあとをうらへ。指の衣
指と卓のうへにあるべし。法師と飯合のたもとを。
しかるべしと卓よりあるべとして。湯とわたせ
中九一 法師
一法師ハ髪とあるべ。ゆるうるせ。法ハ湯あるべうること
ゆり。ゆるんとあるべ。ゆませ。指ハ湯猶とりて入
ゆ。髪を山下笑するせ。指ハ戸の髪とるべく

あるひ法師。ゆて髪とあるべ。指ハてゆるべ。組ゆて
この指とうるあ。法ハ湯とうるこ。ふうるあとうるのけく指と
て湯とうこ。ゆ指ハうるとあるひ。法中ゆてあるべ。
うるこ指ハ下とあるひ。乃法師みくあるべ。
りとうるこふうるこ法と指ハ法ハ湯とうるのよ
ゆの紙とうるこ。ゆ紙とうるのよ
髪乃ゆるこ。指乃内へ入るゆて。ゆうるこ入
俗師。指湯猶指ハ髪。法師
あるひうるべ。法ハ湯とあるべ。乃
法の乃ゆとゆ。法ハ髪とゆ法ハ法ハ
乃ゆうるひと髪を法ハ法ハ法ハ

紙とをりひて。床そのほかに。のこの三平一にとりて。菓
乃用ことゝなるべし

第廿二　味噌の好菓と段々事

一菓ハ元来ハ信濃とそのほかの地乃名
代にいひて。饌とすべ。茶湯とそなへ也。祝事の
ハ。卓と云ゝ。ハ乃東の方よりの。祝ものと。なるひ。
さゝげとそ〳〵。そ〳〵。酒とそ。卓乃ほとりに。肴
をとるべて。酒をそ。卓乃ほとりよりハ。單巾とおりひとく
ゝり。拭ものを。ものを。ものを。元来ものを。新敷ものを
ゝて。笑とを。海也。ふ。ハ。ば。ゝ。時菓とをとて。長ふ
とゝ。元日年ハ。みか。板。数。れ。ハ。角。ひ。ざ。ら。す。也

第廿三　仮合くく事

一仮合くくハ元来乃平人。米と。稗とをて。まれる
ものを。麦を。笑ひ。おりく。たの。肩とをぎ。その
神とをのもを。右人。のこ。海ゝ。稗。よ。こ。ん。ら。紙
わ。ひ。稗乃人。ゝ。ふ。こ。を。ゝ。を。ゝ。ゝ。時仮
ゝ。来の人。ゝ。ふ。椿。よ。元。と。ゝ。ゝ。ゝ。れ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
右。よ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。麦。を。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
慎。目。巾。ゝ。て。ゝ。ゝ。ふ。面。を。ゝ。ゝ。ひ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ま人。つ。ゝ。ゝ。乃。方。ゝ。ゝ。ま。ゝ。ゝ。ひ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝて。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ま人。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。

の方へ入又銭一文入ふうりぶくろを帯へ
帯へ入又銭一文入ぼやぶくろをこれへ入て
ゝ先死骸の面へ冠帽子を
乗すて肩を入ぶくろ
死骸をかこんだ。帯にてとうとんへとくまつ
合乃時。言をあつせざるやうにのためも
第十四 装束くまり

一装束いかとかさあるとうとんぶくろ
きをかけまも。紙名誌名妹乃ほへりてぶつ
幅巾うて頭とつゝこぶり完耳とあの耳の
あるへへぶ幅員巾ゆうて目のとをかりひはで

紐とひとしてとびぶり布屋とあ乃あ
沙汰とかさよつぎよ大事うりてひとびぶよ掛
巾うてあ乃ものとうつゝこぶよ金ゆうて

下ッ次ッ刻期葬の図

襲 含 哭 位 之 圖

行尊 夫丈 婦女 行尊

男子 親の入ぶ手

主の婦 襲の婦 丈

尸

帷

堂

男子 親の入ぶ手

婦女 行尊

妻の婦 以 服 為 決

回

幎目巾

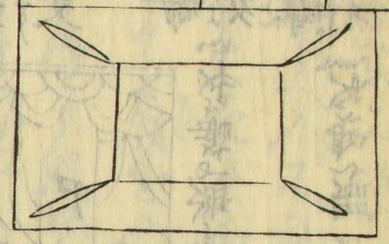

縮りさめ方一尺二寸ずつ
縫ふて四へ緒を入口角う
巾とつけはようけてひとそ
ありり

握手帛

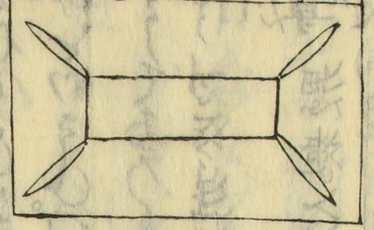

縮りさめ二そぐもき一尺二寸
四へ緒とへをつむ両端
小巾つくふやうをなし

産具

一産屋とは産室のことなり戸の庫のあり。卑なる
どとあるべき産屋とは産室とつかざるべからず。産室
とは産屋をいふ。産室とは産屋のことなり。まづ
ちうぐしのあり。衣桁とは帳とも。帳とは帷子
のあり。衣桁とは帳のこと。帳とは帷子のこと
ちうぐしのあり。衣桁とは帳のこと。帳とは帷子
のあり。卑子とは卑。卑とは卑賤者合。
酒壺。酒注。菓子。菓子。菓子。樽。樽とは酒やしを
と産屋とはあり。産屋とは産婦のこと。産婦とは産
婦。産婦とは産婦のやうなものをいふ。

靈座靈牀之圖

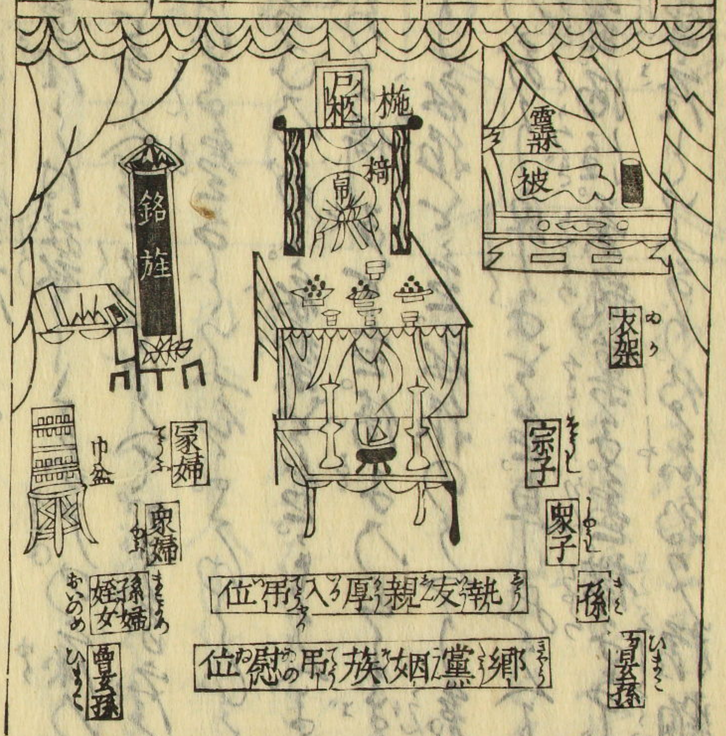

凡喪首の絞帽
笑絰入帽と称
ふ下れ方に垂ふ
やう上を垂
のやうに紙帽をまと
うに紙旌を
つくる家れよあ
と蓋を礼紙
紙旌のまけと
に服合の仕ふ
わるにやうに
を除もう吊二冒
ふりみふ家紙
やうふあ上
上帽をうとれ
きもとあり

十七

第廿六 素帽

一説帽ハ白き絹一疋
をりかけむとぞと同じ
ゆ作り紙帽ハ素帽にして二色あり。
うんだうひとびうすハ法帽也。素帽ハ
ふ白き絹一疋をもつてあり
ゆ内の方へまきうめてそこれを素帽と
いひ素帽ハ神氣とやうに
をりつめ八素帽のか
ひとへ形ハ紙帽と桃のをり
よりんとをり今乃世ハ用ゆるを法帽也。

魂帛圖

束帛式

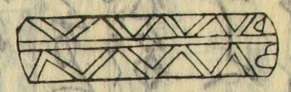

束帛の巻き方は、絹一疋を用ひ、両端の巻き紙中あひしるし、あ巻こめ、両方の巻き紙中あひしるし、束帛神わりものあり

結帛式

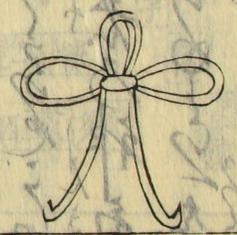

白絹一疋を用ひ、ひとゝおり結ひ、そゆゝ同じ結ひ、ごとくかくるの巻きよりいとゆゝ結絹蓋こゝろ

廿七　弧矢の事

弧矢は、あるさ絹りてうるる。一幅りてもさは結ふもと。長絹わり。大和宮にてはは彩色もちわて書つけをもはは宮使ある人は宮と名をき宮ものさ人は名と書のり。字がゝられすよ絹幅か

どの竹をねひてみるくもも稚竹の巻帛ものもぶ
き竹をもちて。家庭乃右よりせてけて主人
家庭のあよくるる。書をたるさ礼おもこのれよ
服交祈んろうるるのれ入てもうひて笑を海也
ろうるの白さ衣拭をもちべきるる主人は喪
だ喪の服をもべで家礼の服よ古人乃喪と帛
もも礼戸礼わるわをんざるは礼よあるべる主人喪服
とて。拭帛をいろう。これいう絹りるべる又云わや
らべ先るく拭ふるる礼。主人はるく帛もふわるべと
又礼。我ものをたるべきる主人のへ。ありべきる礼家礼の
年頃ふ。るるる人はるべ。主人おむるひ。ぬがるう

笑をゝ辞りてとわりぬ。こゝにわれすかりつる主人の出くる所に
ちりを見ばとおもひ。又主人喪服と服をわらんふ
ハ。主人はじめ喪服のちいろ代りあくぬ。ひとう
をとりて紙わりぬ。おのれ紙にこゝろのせをゝ作
りれを。帝ちゝ死ぬうるやまひのあるゝはおの
紙のおのゝ。主人はじめくたゝ紙のそこ。たゝ人なハな
乃紙のおのゝ。喪服のちいろ代りをつひとくふ
やうゝのんやゝいまゝ服とおうゝふかとつふハ。ちゝ服
乃衣服とちゝく居ゝしつりいあゝど。ちゝ服ハ
衣服はゝ。ちゝ死ぬうる何よぬぎとてゝおゝ
白き衣服と服するゝ。喪服とつ。第十二服よ

書つけゝ。ゝ斬。喪ゝ。細麻まそ。の二色乃服と。
白き衣服乃とよゝ。ちゝ。喪服ハ死ちゝ
日ゝと。四日同ふ。ちゝ。ゝ。これ。ゝ乃礼法也。

第十八　佛ゝ。ちゝ。ふ。

一家乃代の大傷司馬福ふ乃人
佛ゝ。ちゝ乃ゝ。ゝ。ゝ。

ちゑくくとくくとくくゆとくくく

おやをすてゝ仏ゐたのこゝろをいのゝこゝろ
乃母やと言へとせばけしてだゐ人とする也その
親くとゝ人入乃うとゝきまゝいんぞやたゝひを
とや様ゐの花へうりた仏ゐたのこゝろ
親乃つまゝあうへうんやこれすおりらすこ
智恵のあうへ人ゝみかちうへこゝまゝるとこ
たゝにゝくくと信仰しそゝくまゝどひてゝくく
さうはゝいうろまゝどやゝあまゝとつくく信仰と信仰
すすのゝはゝあゝとうゝ我ゝつゝるゝとゝつゝる
かくゝのゝちくゝせゝちゝ親くとゝうゝひゝちゝよゝ田地と
うりそゝたうと祈ゝどうゝ乃ゝつゝこゝんゝゝゝ乃ゝゝゝ

かゝ乃天堂地ごくとゝすのゝあゝゝぱゝ山天地しゝ一
度ゝ毎夢ゝ乃ゝゝゝあゝゝ人ゝゝ也ゝちゝゝゝ仏ゐ法中
国ゝ入ゝらゝゝゝ

たゝぐるねと云ふ物なるべし。ひまなり
二日月より稚子の元服小袖の元服と云ふ。
草にまれうよう稚子元服とて。元服はあるに
てこそ。ものあり。ものとは云ふ
ものなり。ものの上に。袴の後三幅
ハ一幅也。白き布にてつくる也。袴の後
のこと。袴の後一幅ものの下。合せて宮つぎ
き。あつらへとらつよう云て。むらかれの紙
りもらのもの。ぶに奥と云う。先ちうと
垂髪年よりは汗とゝうて。草巾

とゝたりけ垂髪ハ帽巾ばかりもてつの儀の糸
りとゝ。又別より草先ちうくれひげ
ふのべ。ゝとよいろ四幅。白絹を垂これハ
きゝ。ゝとわゝひ掛さめ。つぎに掛髪先髪
のたゝとつ稚子。
て髪と束。又布わ。掛髪は麻の縄み
ゝと布歌頭帽とつ也。布ゝて
ぬりて。唐さ一寸ばりよう云ゝ。ぬよ
つひさいゝ云ゝ。ちゝて。髪の根
とゝ。布とゝ云ゝ髪の布ゝ。
ハ麻の縄りて髪の根をつ。行の本ゝ。

とそうぞうぶかんぢと作者こゝもつぐこに小歌
乃庫とまう多。林乃うへよ農山ゝうと表庫
のうよ袴と表く。ちうへよ後うとうこにの
へ後乃うと姫りまゆ中よあゝぐそ乃うへよ神と面
と表。ちうへよ衣振とちゝもあうひいまう面あうひ
いさうゝ面りあもこちの面こ衣乃衣振とばこうこと
面りすゝうゝ。也ゝじて振まちゝうゝばゝ乃
ぢゝうして庫とちうゝぢゝ乃みものうとうこぢゝ
身みとちゝぐで表表のとれ堂社とうゝえて。
小歌乃奥とすう時。ちの身うとあのゝうこ
れうまのう奥とかめうたゝべゝこにみかゝれて

を手すゝべさうう。ゆこうれまて小歌再に括髪小
乃用ちうゝ。ゆこうゝにうゝうこうてゝさゝ小歌
うゝうつも。小歌乃まゆゝ付ゝうもとあゝゝ男
女ちにちうゝひして。ちうゝゝとあげ。ちうゝ垂
うう小歌乃庫のうふう。まうゝと表の面。衣振
とちうゝゝの首に表。ちゝ衣服乃あもうゝて表
乃肩れうこうゝちにうゝゝ衣振と面
きて表乃腰の乃うゝ。はうゝも。ゝ乃方ちうゝう
うぬやうゝも。ちうゝ衣振うて口とあうゝひうて
ゝう衣振うて。也勇とうゝ見也ひて袵と面
たのまんゝうゝ也次ゝうこうとうゝ庫のうよ表ちゝ

こはらを腹ともらひてつゝを繰撫の後いまゝぐむ
をゞんぴらもつまゞんぴ乃ふうを腹うてこと
場ふをぴこれを中鉢としてうりさて主人と主婦
戸のそゞにわて笑撫する也。括髪元結乃
ま。男子新妻乃まゝあるものハこゝをとね
きゝけて。麻の縄うして髪をくゝる也。前髪ら
ゝ下れ妻よあるものハ布にて巻らとゝむ
ゝ。婦人ハ麻乃縄うして髪乃根をくゝ竹
乃ぴんぢ〳〵とうに也みかゞ乃ゐるうてをかゝり。
ゝ乃ぴとのせるゝ座と宮のまゝ中にゝ。
髪乃座とそれ乃ゝ座ゝをあゝに立ぽ鉢をゞ

ふりのゝもに立人礼をして笑踊ゝをかゝり踊と
ハ色乃地ゝ付ゞをてをゞゝんぴ也つゞに括髪乃
ときぬをきうけゝう肩と人前経をゝゝ也。これを
擬紐ともて成服乃日。この前経をゝゝ傷経
をて。ゝゝ後第一をゝゝ也。前経後経後第
乃三色乃ちゝハ山里乃未表紙乃部ゝゝう乃
箱ゝ九ゝゝう。そのゝ親年のゝをゝをゝひ
奠乃菓と雪産乃ゝゝゝ乃ゝゝゝひゞゝゝ者
をたゝ酒をゝゝ礼をして畢巾ゝて菓
のゝ乃饌作酒をゝ乃ゝ主人ゝゝゝゝ
笑して。知人やゝ也。

小斂圖

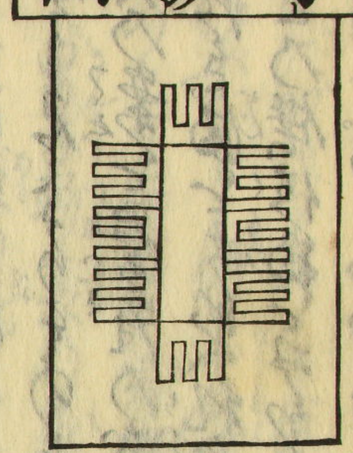

第三十 大斂

死ること日にして三日目小斂をするなり也。大斂とは小斂のことなり。衣服をつくり棺に入るなり也。三日目小斂のとき大斂のことをあらかじめ衣服と草のとうなどをあらかじめ入るなり也。

つぶのうちをぬぐう也。浴のあとは絞布三幅のこれをもつてまきたるをもつてのうなじをとじとめひ撰の後一幅のつぶのうちをこれをもつてまきたるものなり也。浴は大斂の奠をもつてするなり。小斂の奠のあとは棺とのあいだに入て枕まくらのもとにまづ奠をもつてつくるに小斂の奠をもつて大斂の早にうたり。棺を挙て奠のうえにするなり也。奠は今の世のひさかけのたぐひ也。つぎに綿の入るなり也を棺の中に奠をわたすなり。棺の四方へうれて大斂の奠をもつてふ斂のあとをもつて孫婦をもつて絞をもつて床のうえ

中のもてくに女房達のあつまりあつまりて
らしいまうでとのかつらをまはひ給歌のこれの後
とひとつぶ給ふ歌の後とひとびつぐにたるこの後と
ひとつぶ給ふ子とも大歌の
座のうりをきゝ給歌の座とれのくるやうこと
うなりでこ大歌の用意あり。大歌こまり給ふ
子法師女をとあつまひ給ふ女房うて出ぬ
のうちとまひ給ふ後とひとびつぐまづ後たるうち
とひとびつぐにたるこのうちとひとびつぐ後とひ
すびおりて給ふ法師女出ぬと筆て。
櫛の中ふ女とうちあつまれ

死去毒生の河の畠髪ゆゝしよ沐浴しうち
とき旁うち瓜と。櫛の四隅より入衣紙とまて
空鉄のうちとうとくうつぐうぬやうう
してすうう櫛の四隅のうちとうつぐうぬやうう
うてまづあつとまりひつぐにかうらとわかひつ
ぎよりとまりひつぐにかうとまりふまりまて主人
主女櫛のうちうふまりて笑。たうのひつけ
て櫛う蓋をて行とうら大歌のうちうづひと
うふうの太うり。主人礼とて大歌の座とうり
めけ。主座とうりとて和うりとうて。弘誓と極のひ
づにうるやぱ河弘誓の竹と木附よりうて

そもそもあや姫とは稚のまゝや沼よ雲屋と姫の
ひげよとて。姫の母の衣紙まくらを浮び
やうぶの下とぞ。とうふ立て。辛ぎれ〳〵にちら
り。そは親事丸まとわ〳〵ひ。奥の業と雲
元のあるとゝ。ひぐ面づゝ書とたゝ酒とそう
らうあり。單ゆにくけくえのうへの僧侶酒
とあり。ひゝそうまんへの下とろ〳〵雲沼りへて書の
り。雲沼とうはぬうひゝ家の外と門の間
のあるふ。なるかゝ家屋なう家とうるぬうひ
八手家の間りてもぬよ寝ろうもあ〳〵汚ま
ぎろわと。男丸雲沼よけぐもるや。斬雲丸雲ふ

わるうえんぬ。苦して寝て。塊とてちうてけくま
ふ抱てて。芋とそうぶ。へとたにはをぶ。ぬあぶ
丸りもうゝゆう。ぬと母のまゝ。ゆとるへ八ろん毎
雲の雲りわるうえ。ぬ。ぬ。ぬと。ろて寝ふ
あり。大切ろふ下親丸ても。他の氣まある
えの雲りわるうろろえ。端として宮りか
ありて雲とたゝ。ぬるや。婦人の雲沼八外
の家よ居て。厚風ふうと面の下の花簾ろう和
とえすて。男の雲沼りかうゝと面ゝるふ
く。そはかりく。笑すうゝとみかやもうろう。
うゝと大鉢ふうや。引馬漫云のゝへふぬ。言みて

斂とをはります。そを種まらみてまりとまつはこ百
ふりてようこうらぎほとしたハぼうこうてつのふ
しこのゆへうこ百とかぎりとをほこ礼をうまま
ばしきもの喪ハ礼をとけへうひハ指乃
うをみでおまあうハこ百ちもるをとこうこ
ちをうこ。世俗法陽師乃紙うほうもの日
とえうこひて斂すうゆへう。指鼻のうこにこうこ
乃ハぜこ。ひ一あでうくふうこふ。これをうた
びうこふまりうとうへり。

大斂の圖

家礼とあんをうこにて大斂の図
をうを附注ぞる民家礼とう
ていうく大斂乃後ハうこうこう
蓋一幅の布をうて刻て三片と
すうこ横うるもんぞ。蓋布二幅とれ
て刻て六片とうくをとうるこふ
らびく横布六幅刻て十六片と
をの紙を用ひを指中ハ在こいうを
附注ハぞる民ハをつきぞる民ハ要ハ紙ハ
でぞとうくるをハうをつくこをうこ紙
にハ紙言ハぞうび考紙うをてあり

第廿一　喪礼之部

一喪大紙幡よりこれを掛。病人つくまりて死ぬ時
うさぎに。家の内外と掃除して。病人をひ
び湯をふかす。家の内の小家の下小屋さらえ。
悔をとぐ。地ろくよりとこのごとくれる衣服をあげ
物。おくれ衣紙をきる。衣紙をきるみ衣紙をきる
ときに。まくらに。人つくりまて。まくらを海也。
わらしき。縄と。病人の鼻の下ふつけて。氣
ゆるとうかゞ婦ふ。男ハ婦。女ハ男ふらん。婦
女ハ。このまにうらびとうり。入つふふ。で先
て死ぬときに。ちうび。稱と。床ようつ。大勢ようち

ゆうふとゆとりて。ひ。さらよ。病めう。用ふ
ゆ。衣紙をうふ。わさらしき。衣紙とりのけ。家
の。門ふ。ちりの。ちうび。稱の。口中よ。南枕に
ふ。ちうて。とうこゝ。海よ。盃のうちまて。ちうこて
入。とつむ。ちうこうる。

一古喪紙幡よりこれ。病人ハ。病室より。死ち。
古の。書ハ。寢う。死ち。病室ハ。西。寢ふ
室ちう。ちうて。稱ふの。例し。

一同喪幡よりこれ。新ちで。死すうこれ。雜り
位。說して。ちの。經と。ちうむ。ちうて。雜。斬と。は
ひんぎ。とちく。髮と。ちくむ。ちう。右易服

一士喪礼篇よりこれは棠の帷とこれとなり。
一檀弓篇より。孔子の人にこれはいまだ[illegible]
とゆうけざうゆへ棠の中より帷とこれあり。
わ欽してはちはは帷とこれあり。
うつまづ喪欽をこそ人の死ぬるはこれ
やはなのなうゆへかりかこれをはなこと。
一春喪篇よりこれは父母のこれの書子
喪わるれは父母をこれ子喪をとなう
礼あり。父死ての[illegible]子は書子死する時は父母
一[illegible]
つ。弟は書子は兄喪をとなる也。[illegible]喪

[illegible]
とこれ父喪をとなる。父母の喪をとなる
喪よりは。年兄の[illegible]喪をとなる也。兄弟の親
はあるこれ時は[illegible]喪をとなる
とあり。
一喪大記篇よりこれは喪をはせつぎのたゆるは
わまことと。喪をこれのあることはあり
一檀弓篇よりこれは杜稽が母死喪よ相あり。時
の人礼義をとひて簾略をりこれり。
一家語よりこれ孔子衛の[illegible]ゆくしこれ家
みとこれふ人の死ることこれ孔子これとなる

ひとりの主人のもとにまいりて孔子笑してこたへて
きたなきものを遠ざけ玉のごとくあるは衛の國の
風俗なりとて喪の礼とまづ孔子若年ふ
いまだ学ばざるゆえ礼をしらざるとの孔子
同じたまひて相とあれどもしらず。　相礼
一古農礼篇よりいへるは事とゆえ吊服のごと
くみて面々うり約束とありて門のよりびと
わらとなれり。
一典礼篇よりいへるは喪とたとへくるまはるべ
俗にとゆえいへり。俗にひとつとして俗や。
一檀弓篇よりいへるは孔子の故人とゆえ壊とう。

こと毎孔子ゆえ孔子これをたとへけく檀を
伐さひしいへり。檀の木のこと檀をとるゆ
とて言り。又孔子の喪よりおもはるゆ
子。志とつまり子浅う喪よりいたる俗とつ
りの志とつまりいへり。志しいたれること
速と書のごとくやや志いたるとして言。桃の
一檀弓篇よりいへるは喪あること。家のみくるゆ
えこのり未孫ゆえこのこと人を
やうそうげたるひとびとこと家の歳祥を
ふるの快と書て喪ゆ。これを学てやゆ
をあらもとなり。

訃告

一士喪礼第五

一士喪礼第五はいとうふは。裝束の衣紙は紙とあるの
ごとし。衣紙の上をみなをれまわして。衣紙を布
ぬのにて。房中ふはく絲をくゝり。掩は絹をふくさの
ひろさ一幅もちゐる尺。ながさ三尺よりくも。掩を
ながさ五尺かつらをはくひものもとを結ぶこと
ゆるくまいらとつむしをぬきびの下ふしをびて。
そのあまりをそのうへの中ふしをびをひろげた
ゆをのりとを家礼は幅巾とかいてふるかも。
幅員中八寸幅ながさ一尺四方の布
きぬをもつて裏をして。中ふくと入てぬひわた。
四角は組をつけくぼ員をもつてひ。後へ垂てゝむ

もとゞかなるも。掩を巾に玄色のきぬをもつてもぬさ
一尺あまり長さ六寸ばかりをあつきぬを入ぬ。
て裏をして中ふくと入ぬひわたをあつくして
組をつけくぼまをびをもつてひとをびなる。
冒は二つあり。ながさ一尺ひとつは冒の也。帽子をつ
くるふくろの也。ふくろと縫て是をもつてもちゐれ
ば。おとゝ教をもつてあるつゝみ。ながさ二尺ばかり
ばかりのあり。縫て組をかけ。くゝ懸名目
とつけあり。ながさ八寸ばかりやうに方へかつらを縫
あませて。所の手をとゝ後ぐわひつゝ絲で。所
をばぬひ。ぞのよこをわひをとつけくぼをやう

にてはなるを一ぬれはかゝらあーと入ふとこ
ゝ行ちゆゝりぬつとぷりのふくれよん殺を
もらてあゝとてとてそうぱ鍋とらく道と
行ゝとてふうり今家礼小歌うふと西ちを
ハ胃ハもらひざうもうぷれえ又もらのふう
宮ゝとなれり。

掩胃

一檀ち菊よゝふは。紹ハ明雑ふう。死とかんん
かりうとゝとたゝよ。掩ゝよちとせしゝう。紹雑
檀ち菊よゝふは童ハをうとゝうとゝう。ちさ
ふちの童本て低ふぷちさとゝぱ。そて死と
ゆゝゝた。童とうゝとて死ちの神氣と屋ゝた

ちう。今御命とうらひてをふゆゝふの菊ち
うゝふは。ぷのうゝさにちゝびひてゝふゝびゝ
をれうゝづびべゝとゝゝ。

一紅紅菊よゝふは。童ハ鹿の祭て鹿。童

一檀ち菊う縣ゝがゝふハ。喪ハ海ゝちさ菊
とちゝべし。檀とをとハ閑ちとけゝう。ちゝげゝを
たゝうゝふちをゝたゝちゝ。

一主剤菊よゝふハ。ぷちハ菊ゝの剤をとゝう。鼠
う剤とをとは檀とはゝうふまちゝ。ハ。ぷちハ菊ゝの
ゝふゝゝ。ハ。ぷ紅やゝうゝをちゝゆゝよ。ぷ年ごろ
うハかゝて檀とうふ。ぷひうゝゝ死とかゝ。

あつらへたるのべでされどゆへありたゝひをゆるなる
ものそうく仕るものとぞふうにてとりかるよハまとよ
ゆゝしうどう所をかさうびやうひハ暮月の供
ゝうれのうひ卦りとうふるとそうう考りの
子乃新りけふるよりかてうをうまとをりぐ
しゆへまりく新いひ付くかてうらへとべ
しゝへるんるのれ。
一蚕ようへるは。稽稽よりぐまりれし。中古い
稽七す。稽もうれいよ新ゝと。天ようう紙へよ
うるまで。へ乃見物うさやうゝとうるうよ
ハゝび。曙国ゝしてえをあんやうゝ也。び

ゝ拾ゝて考乃ゝと為にうう。 治稽
一稽ら毎ゝ毎の。このゝは。巻ゝうにして稽すう
う。とうて考うび。月ゝて裳新乃衣紙ゝ下。
ほゝ金を入ハ悔うゝやうゝ。三月ゝて
蓑ゝうゝとどうそ稽乃乃をゝ下。ほゝ金を
入ハ悔うゝやうゝふすゝうう。又ゝ解ゝゝゝ
へ裏乃ゝをれゝとゝ孔ゝうゝ孔ゝゝてゝハよ
へるは。我家乃ゝ乃ゝ紙ゝ考ゝうゝ。ゝ
解ゝうゝは。毎富乃ゝ紙ひゝうゝべゝ孔ゝ
ゝうゝまへるハゝとゝうへゝも孔ゝうゝ
うゝへうゝべゝ。ゝ海ゝうへゝハゝ足乃ゝうゝと

おくさんく搾よ入てうづむ一人置これをそ
しるものわくんやくのくまてう。　喪具
一喪大紙箱りどうは小鍬ハ戸仏みくしゃ大
鍬ハ法結うてもろ也小鍬乃布綾涌ろ
ものろ。搾ろものの大鍬の布綾涌ろ
ものろ。搾ろものあうとうこいうは喪
鍬ちんてもろ付ポ指ひろとろ。祝綾紗
金衣とろこ。ろとあくひとうとあげて鍬
乃ろうろ。
一喪礼箱よりうは小鍬乃衣服乃たくひ十
九稼。大鍬乃衣服乃たくひ二十稼とうれ。

家礼乃法よ。今ろ法とのふろ中あくぐうは
あうにもうせてうとうう。稼とハ平衣婚忌
などみかそれろとてうう。無数のもの。実鍬
一喪礼箱よりうは。主人ろ。ろ搾うれ
さしうう。哭。涌ろ中。ぐ先乃ろ付
乃ろくして。蓋ろ。ろ中ろ。家礼の法よ搾
とあふ乃うう小入てろうとれくひうう。こま
と涌ろ。ろ。ハ搾ろうむあうう。右涌
一雑礼箱よりうは小鍬大鍬乃ろ執事ろ
主人ろ。ろ礼ろろ。ろ。右涌
一雑礼箱よりうは小鍬ち搾経。ち卿。ろ主ろ

なれども。

一喪夫紅葉より二年は。若大歌をんてしすべし。

子年經すべしとなり。右孝經并經上加筆

一雜紅葉より二年は。大功なりとの喪なり。

常とおなじとなり。

一喪紅葉より二年は。小歌してすべし。

喪紅葉より二年は。小條の人布帛とすべし

喪人は絹布。

右後常

となり。

右喪紅の編は。喪紅乃年書にはせてこれをの

ちるべし。其間はうへざるこゝろを。とづくべし。

どしも喪紅の編と同べし。ゑだ紅乃

えゝうゑゝゑゝふ乃ゑゝ

ゑゝゑゝ

第廿二 成服之事

一死し後の日より四月は。喪服を服すべし。

これを成服とす。日あさくなくなりそめ

くの服を服してあるひは杖をもちあるひは

獨經とおびて。男は桙乃ひゞゝふ生をあふ

もしは女はひろきあるは生をひゝあむひ

喪をあげたゞひよ哭するあり。喪服乃程度は

まちまちなり。其のほかとゞまるべし。喪服乃

六乃月あり。斬衰服は二年の喪とはて

ひろあり。齊衰服は一年の喪とはて

服はていこもてひろ喪あり。

年つゝしみの喪あり。六月つゝしみの喪あり。三月
はたゝしみの喪もあるなり。一年はたゝしみの喪は杖とを
ふて。杖とらぬぶんとあり。大功の服は
てい。九月の喪とはたゝしみなる也。小功の服はうて。
五月の喪とつゝしみなる也。緦麻の服はうて。三月
の喪とはたゝしみなる也。斬衰齊衰大功小功
緦麻。喪服の名なり。これを五服とつゞく。五服の
つゝしみやう。末の條にしるすべし。

一五服の内ふ。正服か服降服義服今制とて。
五つの名なり。正服とは。さきの身のはたゝしみなる正
服の喪といふなり。服とは。喪のしるし

一服くらゐとつゝしみなる也。降服とは。喪の位ら
一服降とゝいふなり。義服とは。義をもつくは
もつて喪とつゝしみなり。とは。ひとつの制とは。ひとつを代
のかりとつゝしみなり。正服か服降服義服とは。左
程とうらく付なる名なり。喪服ばかりやうう
くつりあるなり。

一斬衰三年　斬衰とは。子もの喪をいふなり。
正服

○子。父のたりふ服を。○女子は我ら部屋に居る。
又嫁しらまんの又嫁してうとくらまん。父母
た先ゝ服すなり。
○嫡孫。父死して後。祖父のたりふ服を。又
服

○高祖父母祖父母祖父母ハ高祖父母のために服す。○父世叔父のために服す。○父のために服す。○夫をもつて妻のために服す。○人の妻のために服す。○人の妻のために服す。○妻。夫のために服す。○人の妻のために服す。○子。母のために服す。○妾母のために服す。

義服

○婦。舅のために服す。

今制

○妾母のために服す。○妾母ハ子ハ父のために服す。○妾母ハ子ハ父のために服す。○妾母ハ子ハ父

○りんのゝよ祖父と○唐子の妻。夫の生
きゝる母のためのよ服と。○婦人の父さ
ゝる母のためのよ服と。○ところの母のためのよ服と。
ゝゝゝ

義服

○子ハ父ノ為ニ母。継母再嫁スル時ハ其ノ母ヲ為ニスル所ノ服。継母ノ為ニハ服ス。継母ハ嫁母ニ比スル時ハ。嫁母ハ継母ノ為ニハ服セズ。

令制

○嫡子庶子。庶母嫡母ノ為ニハ服ス。

○嫡子庶子ノ妻。夫ノ庶母ノ為ニハ服ス。庶母ハ父ノ妾ノ子ヲ云。

一齊衰ノ三年

○嫡子庶子ノ妻。夫ノ為ニ服ス。

西服

○子。祖父祖母ノ為ニハ服ス。庶子ハ父ノ為ニ服ス。祖父ノ為ニハ服セズ。

その母祖父ノ為ニ服スルトキハ父ノ為ニ服スルトキハ母ノ為ニ服セザルトキハ父ノ為ニ服セザルトキハ父ノ為ニ服ス。

○父ノ妻ハ母ノ為ニ服ス。

○兄弟ノ為ニハ服ス。兄弟ハ男ト云。

女ハ兄弟ト云ビ姉妹ト云。家ノ姉妹ハ姑姉妹ト云。

姑姉妹ハ嫁シテ夫モ子モナキ者ノ為ニ服ス。

乃内ニ居ル子ハ嫁シテ夫モ子モアル者ノ為ニ服ス。

兄弟ノ為ニ服ス。

○女子。祖父祖母ノ為ニ服ス。姑ト嫂トニハ服セズ。

○女子ノ内ニ居ル者ハ兄弟ノ為ニ服ス。

妹ゟ兄ノ為ニ服ス年乃ヲトヽヨメ入リシテ
夫ヲ子モナキヿヲ為ニ服ス○婦
妹ヲ兄ノ為ニ服ス○庶子ノ妻ヲ子ノ為ニ服ス
○嫡孫并ニ孫ノ妻ヲ祖父ニ服ス○女子嫁シテノチ生ル年
乃父ノ世ツギタル者乃為ニ服ス
○子ノ父ヲ付ハ者ハ為ニ服ス○妻ヲ
ヨメ入リシテ子ヲ生ル父母乃為ニ服ス
○伯母叔母ノ為ニ服ス○男ノ嫁子ヲ
婦ノ為ニ服ス○父母ヲ継ル服ヲ
八歳ノ為ニ服ス○婦ノ夫乃兄弟
乃子ノ為ニ服ス○姑ノ嫁子ノ婦乃
為ニ服ス○継母ノ嫁母ノ為ニ服ス
乃ヲノ者ノ為ニ服ス○庶子ノ為ニ服ス
ノ妻ノ為ニ服ス○ノ母ノ生ル子ノ為ニ
ヨ○又人乃跡ヲツギテ子ノ為ニ
ヲ示ス乃祖父ノ為ニ服ス○庶

義服

父母乃為ニ服ス○ノ為ニ服ス
ヲ生ル父母乃為ニ服ス
○伯母叔母ノ為ニ服ス○男ノ嫁子ヲ
婦ノ為ニ服ス○父母ヲ継ル服ヲ
八歳ノ為ニ服ス○婦ノ夫乃兄弟
乃子ノ為ニ服ス○姑ノ嫁子ノ婦乃
為ニ服ス○継母ノ嫁母ノ為ニ服ス
乃ヲノ者ノ為ニ服ス○庶子ノ為ニ服ス
ノ妻ノ為ニ服ス○ノ母ノ生ル子ノ為ニ
ヨ○又人乃跡ヲツギテ子ノ為ニ
ヲ示ス乃祖父ノ為ニ服ス○庶

妻。妻子のために服と。妻子には夫の
本妻をいふなり。妻。妻の子のさ
ためにする服と。妾。妾の父母ためにする服。
今制。父。嫡長子のためにする服と。母。嫡長
子のためにする服と。継母。母のゆびよ
り子のために服と。継母。母のゆびよ
り子のために服と。妻母。母子并
らびにおのれの母のために服と。夫。長子か
一齊衰三月 齊衰を服して三月の喪をつとめる。
正服 ○子。母父。母父。母母のために服と。妻
母父。母母父。母母のために服と。嫡

義服 ○人の後となるものは。なるものの母父。母に父
母母父。母母のために服と
一齊衰三月 齊衰を服して三月の喪をつとめる。
正服 ○子。高祖父。高祖母のために服と。○母
子。高祖父。高祖母のために服と。よめ
いりしてをるもの。
義服 ○己。子のゆびより子の母妻のために
服と。○人の妻となるものは。なるものの
高祖父。高祖母のために服と。○同姓
の姪父。姪子のゆびより子の妻と

はゝしべきなくしてあるもののため
に服を○兄弟同居せしと同居せざる
絶父乃たゝまつる服とぞんは同居せざる
ものゝ服をいふ。

一大功九月　大功と称して九月の喪をたゝまつる。

○己。姪兄弟姉妹の子　姪の子ハ
あゝ去乃ためよ服と○男乃孫乃ひと
女子の孫乃家よりあるものゝのためよ服と

○己。女乃婦　しうとめ乃さきよ服と。

○婦。妹　兄弟のむとめ乃婦
しうとゝのためふ服と○兄弟姉妹の子

ゝ服ハ去乃ためふ服と○婦。しうとゝ女。
兄弟乃ゝ子のたゝまつる服と

○婦。妹　伯父伯母叔父叔母　婦
と婦。しうとゝ乃たゝまつる服と○人の
妻乃家よりわゝるものゝ女子生乃兄弟姉妹
乃ゝ子　伯父伯母叔
父叔母乃たゝまつる服と。

義服

○己。義子の婦　婦のためよ服と○兄弟の
ゝ子乃婦乃ためよ服と。姪乃婦。○婦。
夫乃祖父祖母　伯父伯母叔父叔母

兄弟乃子の婦乃ためのふ服と。夫方
兄弟のむすめ嫁しうまれたためう
服と。夫人乃はうれい。生家乃弟
男姑乃ためうり服と。

一小功五月 小功と服して五月の喪とつくしたこと。
○已。姪祖父母 姪祖姑 姪孫
家乃おのれ乃ためのふ服と。姪孫
女乃姪祖姑乃ためよりうまれのため
の服と。兄弟乃子乃ためのふ服と。姪
妹乃家よりうまれたためう服と。兄弟
の姪孫乃ためのふ服と。

降服

たためふ服と。姪父兄弟乃ためふ
服と。外祖父母 外祖母乃ためふ服と。
母乃父母乃ためふ服と。舅乃ためよ服と。母乃
兄弟乃ためう服と。嫡乃ために服と。婦
妹乃ためと。姪母乃ためよ服と。同母
異父乃兄弟 姉妹乃ためよ服と
○已。孫女乃姉妹乃ためふ服と。
○姪父姉妹乃ためうまれのため
兄弟乃服と。姪嫁しうる母。姪父兄弟乃
ためよ服と。姪ぜんの人乃はうりのぞ
和生乃ある孫乃ためうまれ嫁しうまれさ

義服

○己。姑祖母のためふ服と。姑祖母の
夫乃ち服と○高母乃ちとそぐてた
ち乃ためよ服と○高子。嫡母乃父母
兄弟婦妹乃ためよ服と。嫡母乃
ちはまは孫をだ○母離別せられて
子附りハ継母父母兄弟婦妹ぞん
たのよ服と○兄弟の嫁れたるよ服と
○嫡孫乃孫云孫乃世つぎたる人ぞん
乃婦ためよ服と。ち姑あるゝ人を
孫をだ○母。兄弟乃侄の嫁れためう

孫をだのを嫁しても同じ。婦。夫
乃兄弟乃孫男同孫母乃家まあ家
ち乃ためよ服と○夫乃孫兄弟乃子
同じくむと兄乃家まあ嫁れためよ
服と○夫乃兄弟のためふ服と○夫の
婦妹乃ためふ服と嫁しるゝと同じ
○婦姒ぞんひよ孫と。長子の婦乃方
ぞも次男乃婦と婦といふ次子ぞん
婦乃ぞさちとちよ乃婦と姒と云。庶
婦乃ためよ服と○継ぐ人の姑ぞん。
姑ぞん乃外祖父外祖母のためよ服

一緦麻三月 緦麻と服して三月の喪を行ふこと

正服

己 従父祖父従父祖姑の為に服すること

のたまふ服と。曾祖姑乃よめとする

ものは服なし。○従祖父従祖姑の為

に服するもののたまふ服と。従父兄弟

家よりあつまれたるものよめ服と。従父兄弟従

姉妹乃為にのたまふ服と。従父兄弟の孫男女子孫女子家よりあ

つまれたるものよめ服と。従祖父兄弟のまご

女乃家よりあつまれたるものよめ服と。曾

孫乃為のたまふ服と。玄孫乃為のたまふ服と

降服

○外孫乃為のたまふ服と。もとめ乃ものと。

従母兄弟姉妹乃為のよめ服と。外従

母兄弟のためのよめ服と。姑乃ものとて。

兄弟はたまたよめ服と。男のものと。

○庶子。父乃世嗣なるものと母乃為のよめ服

と。ちち母はそれ兄弟姉妹なり。○兄弟の

孫女子孫しなるものと乃為のたまふ服と。姪女

兄弟乃女子嫁しなるものはたまたり服と

○姪姉妹乃嫁しなるものと乃為のたまふ服と

○姪祖姑姑乃嫁しなるものと乃為

のたまふ服と。母はそれ嫁して後。姪祖父母はそれ

義服

祖父母乃ためよ服と○姪父母乃ためよ服と○姪父兄弟乃子はむとめんのためよ服と○姪祖姑姪祖姑乃家よりあるゝ乃ためふ服と○姪祖婦妹の嫁しゝるゝ代さめふ服と○繼で人乃ほうるゝこゝ乃生乃外祖父外祖母のためよ服と。

㊁族男祖母のためよ服と○族母代さめふ服と○嫡母乃ためふ服と○庶母のためよ服と○乳母乃ためふ服と○孫乃婦乃ためよ服と○兄弟乃孫の婦のためよ服と○夫の祖父母代さの婦

乃ためふ服と○妻乃父母のためよ服と。書記しゝ別よ孫ゝ代もあり書代親母嫁ゝて〻ゝ兄弟と○壻乃ため〻ゝ服と○外孫の婦乃ためよ服と○姪兄弟の婦乃ためふ服と○姪兄弟乃子はゝ〻孫のためふ服と○孫乃兄弟代さめよ服と㊀夫乃兄弟代さ男孫乃ためよ服と○夫乃姪兄弟代孫乃ためよ服と○夫乃姪祖兄弟乃子乃ためふ服と○夫の男祖父母と祖

父方祖母乃ためふ服を○夫乃姪祖祖
父姪祖母乃ためよ服を○夫の姪祖父
従祖母乃ためふ服を○夫乃姪父兄
乃妻のためよ服を○夫乃姪父婦妹の
ためよ服を○妻乃姪父婦一○夫乃兄
弟乃妻の婦乃ためよ服を○夫の伯
祖父外祖母乃ためよ服を○夫の姪母
方のためよ服を○夫乃姪父兄
弟乃ためよ服を○夫乃姪祖姑母ふ姪
祖乃嫁りわるものためよ服を。
一殤乃ためふ服すること。無長乃ものは一姪

殤とは幼少のものを殤とつくる。
十九より十六まで長殤とつくる十五より十二
まで中殤とつくる十一より八歳まで下殤
つくる八歳より長殤とつくる。
て大功九月とつくる。同中殤とハ七月とつくる。
同下殤とハふ功五月とつくる。又大功乃
喪とハ長殤中殤乃殤下殤とも乃喪
きの服とすることハ一姪孫とも
つくる。今りハ家よりぐふるものとハ服乃殤とハ。
笑すること日とすることハ月ふるゆゑ服ふるゆゑハ。
さくらんぼ九月にくらべき喪乃法ハ九日笑すべき

とのうぶ宮まで三月よたくらゐとぶ笑きび。
一男子とそてゝ弱うと女子とそでふ婦とすうるのゝ。
初ゆうりゝ人ゝ猪くそび。
一凡男子他人のあとつぐそてはうちん女子人よ
ゝ先ゆうとゆうはゝ家生ゝそてゝ乃親のさ
ゝ先ゆは始一位法をゆう。女子は親をゝ乃面
ゆゝよゝうとはゆう。女子乃よゆうしゝうゆうを
乃親のたゆゝよ法拵する面ゝよゝ海ゝゝたゝ法拵と
ゆゝそゝおゝうひゝ面乃ゝゝむゝゝゝ喪乃手服と服
する也法拵乃月数ゝゝうゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ。
又和服と服ゝゝゝゝ又場ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ乃夫の親ゝゝゝ

喪ゝ拵と喪のゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

喪をうしなへる人は服すべしとなり。
月数おのづからつきぬれば喪の月数いまだあらざるは
うつし喪の紙をうつしてぞ服するなりと
とぞいふめる。

第卅三　喪服紙のこと

一喪服紙とは、たとへば斬衰なれば麻をもつくる
までの紙のまゝ用ゆべし。一説に服の衣裳冠
首絰杖履をば人のもちうるなり。すべて人
の人のもちうるものなれば、肥ることあり。
ものの色は義絰にて、とりに紙をすべ
ばとあげて大男のためなり。

一斬衰の服は粗布にて生布にてもよし。
一幅の広さ二尺二寸。布二幅を衣の身とする
二尺二寸なるべし。布二幅つゝ分ける
ようにすべし。一幅の広さ二尺二寸とする
長さ四尺ばかり。袖口下もと一尺ぬひ合す
上の方は一尺二寸ぬひのこして袖
口とする。肩とあるべし。袖
肩とあつけるなり。
さ圓さ八寸ばかりとなり。

うわて縫わつけるあやぢ。これと仕てまうり。又
別の布もと一反つて衣の兎の裏へ縫付く
獨よ由うへまうりこれと芋ハ大へうへ又別の布
二幅もさこへ入すわして一幅つとくびこらふ
とれば一ぢまも二反入すまるなりこれと衣の
分の袖筋脇の下ふ縫付て芋ハ大へうへ入
えげく衣の裏へ二幅ところとかれ。
これと祥こつへ又別よもちさこすひうさ字の布
衣のこと物のんみまの心よあるこあわよ縫つる
うこれと衣と衣と入別り一反八寸字の布と。
衣の袖付ちふつうとて五人衣ふうこと衣

服こつへうりこれまでと衣とつの也六祥世ろ
わふ海獺よ入ろうの也。中二衣ろつくうや
うへ布七幅とりあるこ二幅とおこ宮幅
とうろうへ一幅ぢこうえの幅ぢと丹ま。
一幅つうとの方脇よあうこわとすこつ元
祥うこ世て。つハ右うまへ由へ。ろいんのまひ
うへて。そひうこうとおうくひぐこすうや。そ
あまふ芋とつけくぢ袖ろうよ川まうしてひと
袖うりぢめ〳〵衣と別ふて衣とこえて
ここうよ衣と衣つ也。ともうあれハかくのご
うこにすうや世信よて左こふまはぢこ由と衣て

乃服と母乃ふかき。衣のもちい人〻のもち
ゐるの。常ゐるとゝ下乃すはだにゐる〻。男
と。冠乃低り角。すはりゐる。面〻乃ゐる
りて細ゐるゐるゐるゐるゐるゐるゐるゐるゐる
ふくび。冠乃細ゐるゐる人〻ゐゐゐゐゐゐ。男に。
首経乃ゐるゐるやゐゐゐゐる麻乃縄一人七八
寸とゐくゐゐとびてゐゐゐゐゐゐ丸のゐゐゐ
九寸ゐゐ。寸ゐ。腰経乃低りやゐ。麻乃麻縄
りてゐゐゐ大寸ゐ首経ゐゐゐゐ丸のゐゐゐ
七寸ゐゐ。腰ゐゐゐゐゐ。経ゐゐ麻
のゐゐりてする。ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ

まりて腰経乃下ゐゐゐゐ。首経腰経経ゐ
乃縄のゐゐ。人〻のゐゐ大ゐゐ寸二の指りゐま
ゐゐゐゐ乃大ゐゐゐ。寸六杖乃ゐゐゐゐ。
の喪ゐは行りて低ゐ。母の喪ゐは桐乃木ゐ
てゐゐゐゐ上ゐゐ下角ゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐ。圓乃寸法ゐゐ人〻ゐゐゐゐゐ。
行りてゐ桐の木ゐ。中のゐゐ下ゐゐて御ゐ。
○寸七。腰乃木。麻の木ゐゐゐゐ麻ゐ
て低ゐゐ。喪衣乃切方冠首経腰経経ゐ
乃ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
人〻の喪服ゐ。大神ゐ。裾ゐ。布。帽。麻経

背ほなしくひてもたるあるとしの人ハ仏りやう
たりかふたわど。婦人ハ白素服と素服と
にてもえて去りぐさまや。
一齊衰ハ服ハ斬衰の布にてすりてわそき
布にて仏りや。衰と崇とハすはらず斬衰
しるものでまや。斬衰ハ布のもとぬいぐ。齊
衰ハ布のもとぬいすることや。ぬいすりの
つりやうすりちぐひあり。首絰ハ縄よりてと
づりて首とるるや。杖絰ハ杖のもとひり
九と。斬衰ハすりちつり。杖もすりわて
桐木りて仏りや。履ハおりと杖ぐ。

一杖期の服ハ齊衰と杖ぐ
そそと布のり。衰と崇と首絰杖絰杖履の
寸ハ齊衰と杖ぐ。
一杖期の服ハ杖期服りハ又すりそそ
布のり。衰ハ杖ぐ。
一大功の服ハ齊衰の服りと又すりそれ
布のり。衣のおなじりつる。貫服と
とのそそそもひぐる。崇冠齊衰とのる
首絰杖絰絰帯のもとひり九と。又とと
ちつり。履ハ布りて仏りや。
一小功の服ハ大功よりそぐ。

なり。衣裳冠大功と行なり。首絰腰絰繩
のごとくにの丸とす。ちいさく白きを
のりてつくるなり。

一細麻の服はいとしあるいはそさ布也斬衰よ
つを掛くりかえしてくくして細麻の紙をつくりて
ハそのさきを糸ぬきとし衣裳冠小功と行なる
し。首絰腰絰さくり布ふ麻をりて紙なる也。